

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会 主催・共催・協賛・後援等の取扱内規

(目的)

第1条 本内規は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下、日本臨床腫瘍薬学会）が関与する「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取り扱いに関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本内規における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、催しの開催の主体（主催団体）となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。主催団体とは、催しの企画から運営まで全ての責任を有し、その催しの開催により剰余金が生じた場合には、以後の主催における準備金のための原資等として利用し、反対に、支出超過により不足額が生じた場合にはこれを充当する責任を有している団体をいう。
- (2) 「共催」とは、複数の団体が催しの主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催することをいう。共催団体とは、共催金等の費用負担を伴う場合があり、プログラム委員会等における企画内容についての協議に参加する団体をいう。
- (3) 「協賛」とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。原則として名義使用の承認を行うものとするが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。
- (4) 「後援」とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(基準)

第3条 本法人が催しを主催、共催、協賛する場合は、定款第3条（目的）および第4条（事業）の基準に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. その他の団体等が開催する催しに関する後援等に関しては、本法人の目的に照らし必要と認められるか否か等、個別に判断する。

(許可申請)

第4条 主催者は、別記様式に定める申請書を原則として事業の開催予定日の3か月前までに理事長宛に提出する。

2. 本法人が催しを主催、共催または協賛金等の費用負担を伴う協賛を行う場合には、理事会で決定する。
3. 第三者主催の催し等に関して本法人が名義使用の協賛または後援の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書の提出を本法人宛に受け、渉外委員会が第3条の基準に則り承認の可否を判断する。渉外委員会は、理事長にその結果を報告する。
4. 事務局は、理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。
5. 渉外委員会は、承認の可否の結果を理事会にて報告する。

(内規の変更)

第5条 渉外委員会は、本内規の改訂の必要が生じた場合には、それを行うことができる。改訂内容は理事

会にて報告する。

附則 本内規は、2014年2月9日より適用する。

2017年2月11日 改正

2018年9月8日 改正